

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から38年3月まで
申立期間当時は、自治会の役員が納税組合を作り、国民年金保険料を集金していた時期であり、私の保険料は、私か同居していた父親が納付していたはずである。
申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、11か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の両親に係る国民年金保険料の納付記録を見ると、申立期間及びその前後について納付済みとなっている上、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から42年3月まで

私は申立期間当時、夫と共に地区の納税組合へ加入し、夫婦二人分の国民年金保険料は、私か夫が毎月自宅まで来ていた地区の役員へ納付していた。

しかし、社会保険庁の記録では、一緒に納付していた私の夫の保険料が納付済みとなっていながら、私の分は未納とされている。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫の国民年金保険料の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月以降60歳到達までの間、すべて納付済みとなっていることが確認でき、申立人のみが、申立期間についてのみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人が挙げた、当時の納税組合の組合員から、申立人及びその夫について、納税組合に加入していたこと、申立人が国民年金保険料を未納とすることは考え難いこと等の証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から44年5月まで
② 昭和44年10月から48年3月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで

私たち夫婦は昭和48年か49年ごろ、市役所職員に勧められ、さかのぼって納付できる国民年金保険料を一括で納付した。

また、昭和36年度及び37年度の国民年金保険料が納付されたことになっているが、私には年金への関心や知識も無く、この当時に自ら進んで国民年金に加入したとは考えられない。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付又は免除申請しているとともに、社会保険事務所保管の特殊台帳等により、申立人が、当初申請免除となっていた昭和55年5月から12か月の保険料を10年後の平成2年5月28日になって追納するなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間③については、A市保管の昭和48年度及び49年度の国民年金保険料収滞納一覧表では、申立人夫婦共に昭和49年の4月5日、5月10日及び8月8日の3回にわたり、それぞれ申立期間②及び③に挟まれる48年4月から同年12月までの期間、申立期間③直後の49年4月から同年6月までの期間、引き続き同年7月から同年9月までの期間の保険料を納付していることが確認できる中、申立人が申立期間③のみを未納のままとしておくことは不自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人夫婦がこれら期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)

が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和48年か49年ごろに、申立期間①及び②の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、納付金額等についての申立人の記憶は曖昧である上、社会保険庁保管の特殊台帳では、申立人が、48年12月に国民年金制度開始当初の36年4月から38年3月までの未納期間について、特例納付を行っていることが確認できるところ、当該特例納付を行った後、申立人が60歳到達までの国民年金保険料をすべて納付したとすれば、保険料納付済期間がほぼ300月となり、受給資格を満たすことから、受給資格を満たすのに最低限必要な保険料のみを納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から48年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私たち夫婦は昭和48年ごろ、市役所職員に勧められ、さかのぼって納付できる国民年金保険料を一括で納付した。

また、申立期間①のうちの昭和36年度の保険料は免除されたことになっているが、私は当時年金への関心も無く、免除制度なども知らなかったから不自然ではないか。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A市保管の昭和48年度及び49年度の国民年金保険料収滞納一覧表では、申立人夫婦共に昭和49年の4月5日、5月10日及び8月8日の3回にわたり、それぞれ申立期間①及び②に挟まれる48年4月から同年12月までの期間、申立期間②直後の49年4月から同年6月までの期間、引き続く同年7月から同年9月までの期間の保険料を納付していることが確認できる中、申立人が申立期間②のみを未納のままとしておくのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人夫婦が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和48年か49年ごろに、当該期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、納付金額等についての申立人の記憶は曖昧である上、あいまい社会保険庁保管の特殊台帳では、申立人の夫は、48年12

月に国民年金制度開始当初の 36 年 4 月から 38 年 3 月までの未納期間について、特例納付を行っていることが確認できるところ、当該特例納付を行った後、申立人の夫が 60 歳到達までの国民年金保険料をすべて納付したとすれば、保険料納付済期間がほぼ 300 月となり、受給資格を満たすことから、受給資格を満たすのに最低限必要な保険料のみを納付したものと考えるのが自然であり、申立人はその時点で、特例納付を行わなくとも国民年金の受給資格を満たすことができることから、申立人については、当該期間が未納とされていることに不自然さは無い。

さらに、申立人は昭和 36 年度の保険料の申請免除について承知していないとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年 2 月 20 日に B 市で申立人の兄夫婦と連番で払い出されており、その兄夫婦に係る国民年金保険料も、当該期間については、申請免除となっていることから、申立人もその兄夫婦と共に免除申請が行われたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から同年9月1日まで

私は平成元年6月1日から同年11月16日までの約5か月半、A社に勤務していたが、社会保険事務所へ照会したところ、私の厚生年金保険の加入記録は、このうちの2か月のみであるとの回答であった。

入社後に試用期間があったとしても、給与支給明細書では3か月分の保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の電算記録では、申立人が申立期間直後の平成元年9月1日から同年11月15日までの間、A社における厚生年金保険の被保険者資格を有していることとともに、ほぼ同様の期間に、申立人に係る雇用保険の加入記録が確認できるのみである。しかしながら、申立人保管の給与支給明細書（支給月が平成元年9月及び同年11月の2枚）には、不自然な点は無く当該事業所が発行していたものと認められるところ、これら明細書の記載内容などから、申立人の平成元年9月の給与支給明細書から控除されていた厚生年金保険料は同年8月分であることが推察できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書にある厚生年金保険料の控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社では、人事記録等当時の関係書類は無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に、また、申立期間②については申立人のB社における資格喪失日に係る記録を46年5月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額をそれぞれ2万4,000円、7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和46年4月16日から同年5月1日まで

私は、昭和35年4月に就職し平成13年8月に定年退職するまで、現在のC社の関連事業所に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①については、A社での勤務期間の一部が、また、申立期間②については、B社での勤務期間の一部が、共に途切れているとのことであった。

永年勤続表彰状もあり、私は一度も転職することなく同社に勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合の加入記録等により、申立人が昭和35年4月12日から平成13年8月16日までの間、C社の関連事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間①に関しては、申立人に係る雇用保険の加入記録により、

申立人が昭和 40 年 5 月 31 日に A 社を離職し、引き続き同年 6 月 1 日に D 社の資格を取得していることが認められる。

同様に、申立期間②に関しては、C 企業年金基金保管の旧 C 厚生年金基金に係る加入記録により、申立人が昭和 46 年 5 月 1 日付で、B 社から E 社へ途切れることなく異動している旨の記録が確認できる。

一方で、申立人に係る雇用保険の記録では、前出の厚生年金基金に係る加入記録とは異なり、申立人が昭和 46 年 4 月 15 日付で B 社を離職し、同月 16 日付で、E 社の資格を取得している旨の記録が認められる。そして、社会保険庁の記録により、申立人と同様に、B 社における被保険者資格の喪失日が同一日（昭和 46 年 4 月 16 日）となっていることが確認できる同僚のうち、E 社に異動した 5 人全員が、同年 5 月 1 日付で当該事業所における被保険者資格を再取得していること、及び申立期間②の前後に、他の C 社関連事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、引き続き E 社において当該資格を再取得している者には、申立人と同じように、前の厚生年金保険被保険者資格喪失日と同一日で再取得していない者が複数見られることを踏まえると、事業主が、社会保険庁の記録どおりの申立人に係る被保険者資格喪失日を社会保険事務所へ届け出たことによると考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、当該期間前後の社会保険庁の記録からそれぞれ 2 万 4,000 円、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社及び B 社を引き継ぐとした F 社では、当時の関係書類は保管しておらず、詳細は不明としているが、申立期間①については、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、また、申立期間②については、前述した理由から、事業主が社会保険庁の記録どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 40 年 5 月及び 46 年 4 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①直後に厚生年金保険の加入記録のあるA社は、申立期間①当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。このため、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月20日から同年11月1日まで
② 昭和49年3月1日から同年7月3日まで
③ 昭和49年11月30日から50年6月7日まで

私は昭和38年8月から56年2月までの間、B社の正社員として、継続して勤めていた。

しかし、社会保険事務所へ照会したところ、この間のうち、3つの申立期間計15か月について私の厚生年金保険の加入記録が無いとのことであり、さらに、B社とは別会社と思うが、申立期間①直後の2か月間、並びに申立期間②及び③に挟まれた4か月間には、A社、及びC社という2社についての加入記録があるとのことであった。

私は、このような2社に勤務した覚えは無く、継続してB社に勤めていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

まず、申立期間①に関しては、社会保険庁の電算記録等では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が、当該期間直前の昭和38年8月1日から40年7月20日までの間にB社について、その後、申立期間①直後の同年11月1日から41年1月18日までの間にA社について確認できる。そして、このA社は登記簿により、40年5月12日付で、B社と同一所在地に設立されていること、社会保険事務所保管の被保険者名簿等により、A社の代表者を始め、申立人を含む従業員6人全員が、その被保険者資格について、B社において申立人と同一日の同年7月20日に喪失の上で、A社においてそのまま被保険者となっていることなどが確認できる。このことから見て、申立人は、申立期間①及びその前後にかけて、実質的な雇用方法等の変化が無いまま、B社から、同社の関連事業所と認められるA社へ形式的に転籍させられたものと考えられ、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、A社は、申立期間①直後の昭和40年11月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、上述した理由から、当該事業所は、申立人を始め、B社に係る厚生年金保険の被保険者資格を申立期間①以前から有していた者が、その被保険者資格を同年7月20日付で一斉に喪失していることなどを踏まえると、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、A社における被保険者資格取得時の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所が、A社の適用事業所となる以前の保険料に係る納入の告知を行うことは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③に関しては、申立人がこれら期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

また、社会保険庁の電算記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が、B社について、申立期間②直前及び③直後の、昭和41年1月25日から49年3月1日までの期間、及び50年6月7日から56年2月26日までの期間、また、申立人は勤務した覚えが無いとしているもののC社について、申立期間②及び③に挟まれた49年7月3日から同年11月1日までの間、確認できるのみである。そして、社会保険事務所保管の両事業所における被保険者名簿には、申立期間②及び③の期間中、厚生年金保険の被保険者であったことを示す申立

人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠落も無い。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者記録を見ると、申立人が、昭和 49 年 2 月 28 日付で B 社を離職した後、C 社に係る被保険者資格を同年 7 月 3 日から同年 10 月 31 日までの間取得しているとともに、再度、B 社において 50 年 6 月 7 日から 56 年 2 月 25 日までの間取得していることが確認でき、これらの記録は、社会保険庁における申立人の厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致しており、申立人の主張内容を裏付けるまでには至らない。

加えて、B 社及び C 社は既に全喪しているとともに、前者へ照会してもなお、当該事業所は平成 19 年 8 月に事業を閉鎖したとし、人事記録等関係資料は無いとしていることから、申立期間②及び③における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から48年6月まで

申立期間の保険料は、将来年金がもらえるようにと、私の母が資金を出してくれ、私の姉が、私と弟の分を合わせて納付してくれた。弟の領収証はあるので、当然、私の分もあったと思うが紛失してしまった。

昭和53年10月ごろ、自宅まで来た役場職員から説明を受け、私の母が国民年金の加入手続を行ったと記憶しているので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び姉が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付^{あいまい}をしていたとする申立人の母及び姉へ照会しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の弟の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月18日に払い出されており、その弟が55年6月に特例納付していることが確認できるものの、申立人については、申立期間から現在までに、国民年金手帳記号番号が払い出された事跡が見当たらない。

さらに、申立人の弟は、国民年金保険料を特例納付したことを示す領収証を始め、国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を保管している一方で、申立人が保管する年金手帳には、厚生年金保険記号番号の記載があるのみで、国民年金手帳記号番号の記載が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月22日から36年4月1日まで

私は、実兄の友人で炭坑組合の書記長であった方の紹介で、申立期間中、金山の採掘作業を請け負うA事業所において約1年間坑内作業に従事した。

私が事業所から雇用されていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人が挙げた同僚の被保険者記録から、申立て事業所は、申立期間当時に厚生年金保険適用事業所であった、B県C市のA事業所と認められるところ、社会保険庁の電算記録を始め、社会保険事務所保管の当該事業所における被保険者原票には、申立期間及びその前後に、申立人が被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠落も無い。

さらに、申立人が挙げた同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない。そして、申立人は当時、A事業所の従業員は100人ぐらいいたとしているものの、社会保険庁の電算記録等で確認できる厚生年金保険の被保険者数は、申立期間及びその前後に32人から38人ほどが確認できるのみであることから見て、当該事業所においては、従業員の一部を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A事業所では、従業員名簿等当時の関係資料は無いとしていること

などから、申立期間当時における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月から22年6月まで
② 平成元年4月1日から同年6月9日まで

私は小学校高等2年卒業後に、動員署から呼出しを受け、申立期間①についてA事業所で働くこととなり、出札・改札、小荷物の受渡しなどに従事していた。しかし、社会保険庁では、私の厚生年金保険の加入記録は当該期間中に無いとしている。

また、私は昭和57年8月から定年退職した平成元年6月9日までの間、B事業所の嘱託として、施設の維持管理に従事したが、厚生年金保険の加入記録は元年4月1日までとされ、申立期間②には無いとされている。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

まず、申立期間①については、社会保険庁の電算記録では、Aと称する厚生年金保険の適用事業所は当該期間を含めてもなお、確認できないとともに、申立人が挙げた同僚7人についても、その特定ができないことから、申立内容をうかがわせる事情が見当たらない。

なお、A事業所を管轄するC事業所は、昭和38年10月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるのみである。

次に、申立期間②については、社会保険庁の電算記録等では、申立人のB事業所における厚生年金保険の被保険者資格が、昭和57年8月1日から、申立期間②直前の平成元年4月1日までの間確認できるのみであり、当該期間中に、

申立人が被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠落も無い。

また、申立人は、申立て事業所の退職日を、平成元年4月1日ではなく、定年退職した同年6月9日と主張している。しかしながら、当該事業所保管の文書（嘱託職員の任期満了通知に係るもの）等により、嘱託職員であった申立人が同年3月31日付をもって任用期間が満了する旨の記載が確認できることなどから、申立期間②の期間中も引き続き申立て事業所の被保険者であったとする申立人の主張内容は不自然である。

加えて、B事業所では、申立期間②当時の出勤簿、賃金台帳等の書類は保存していないとしており、当該期間当時における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。